○岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例施行規則

平成21年12月24日規則第38号

改正

平成22年４月１日規則第13号

岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（平成21年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（路上喫煙禁止区域の指定）

第２条　市長は、条例第13条第１項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したとき、又は同条第３項の規定により当該区域を変更したときは、必要と認める場所に当該区域が路上喫煙禁止区域であることを表示する標識を設置するものとする。

２　条例第13条第５項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(１)　路上喫煙禁止区域の名称

(２)　路上喫煙禁止区域の場所又は範囲

(３)　路上喫煙禁止区域の指定年月日、変更年月日又は解除年月日

(４)　条例第13条第２項の規定による時間帯の指定を行ったときは、路上喫煙禁止の時間帯（終日の場合はその旨）

(５)　路上喫煙禁止区域の変更を行ったときは、その内容

（身分証明書）

第３条　条例第16条第２項に規定する身分を示す証明書は、様式第１号のとおりとする。

（勧告）

第４条　条例第17条の規定による勧告は、様式第２号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

（命令）

第５条　条例第18条の規定による命令は、様式第３号により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

（公表）

第６条　条例第19条第１項の規定による公表は、岩国市公告式条例（平成18年条例第３号）に規定する公告式その他の方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

(１)　命令を受けた者の住所（法人等にあっては、その主たる事務所の所在地）

(２)　命令を受けた者の氏名（法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(３)　命令の内容

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（弁明の機会の付与）

第７条　条例第19条第２項の規定による公表をされるべき者に対する通知は、公表通知書（様式第４号）により行うものとする。

２　前項の通知に対する弁明は、弁明書（様式第５号）の提出により行うものとする。

３　市長は、弁明書の提出があったときは、当該弁明書の内容を精査し、正当であると認めるときは、条例第19条第１項に規定する公表を延期又は中止しなければならない。

（過料）

第８条　条例第21条の規定により科すべき過料の額は、1,000円とする。

２　市長は、条例第21条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書（様式第６号）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

３　市長は、前項の規定により弁明の機会を付与した後、過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

４　前２項の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、第３条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成22年４月１日から施行する。ただし、第８条の規定は、平成22年７月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条、第８条関係）

（表面）

|  |
| --- |
| 第　　　号　　身 分 証 明 書 　　　　　 所　　　 属写 真  　 　　　　職　 氏 名　　　　　　　　　　　　　 生 年 月 日　　　　　　　　　　　　　　 年　月　日発行岩国市長　　　　　　　　　　　 |

（裏面）

|  |
| --- |
| **岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（抜粋）**（立入調査）第16条　市長は、ポイ捨てを防止するために必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員を必要と認める場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（過料）第21条　次の各号のいずれかに該当する者は、２万円以下の過料に処する。(1)　第７条の規定に違反した者（空き缶等のポイ捨ての禁止）(2)　第８条第２項の規定に違反した者（歩行中の喫煙等の禁止）**岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例施行規則（抜粋）**（身分証明書）第３条　条例第16条第２項に規定する身分を示す証明書は、様式第１号のとおりとする。（過料）第８条　条例第21条の規定により科すべき過料の額は、1,000円とする。２　市長は、条例第21条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書（様式第６号）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。３　市長は、前項の規定により弁明の機会を付与した後、過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。４　前２項の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員は、第３条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。 |

備考

１　用紙の大きさは、縦 5.5センチメートル、横 9.0センチメートルとする。

　２　写真の大きさは、縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルとする。

様式第２号（第４条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　号　　年　 月　 日　勧　　告　　書 住 所氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者名）岩国市長　　　　　　　　 　　あなたが（設置・管理）している次の自動販売機により、周辺にごみが散乱し、生活環境を著しく害している状態となっております。岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例第17条の規定により、次のとおり自動販売機周辺のごみを回収し、周辺のごみの散乱が解消される措置を講じるよう勧告します。 |
| 自動販売機の所　在　地 |  |
| 措置の内容 |  |
| 履 行 期 限 | 年　　月　　日 |

様式第３号（第５条関係）

|  |
| --- |
| 第　　　　号　　年　 月　 日　命　　令　　書 住 所氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者名）岩国市長　　　　　　　　 　　岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例第18条（第１項・第２項・第３項）の規定により、次のとおり命令します。□ 動物のふんの回収その他必要な措置を講じること。□ 落書きによって書かれた文字、図形又は絵柄を消去すること。□ 自動販売機周辺のごみを回収し、周辺のごみの散乱が解消される措置を講じること。（注意：該当しない事項は、二重線で消去すること。） |
| ふんの放置若しくは落書きの場所又は自動販売機の所在地 |  |
| 措置等の内容 |  |
| 履 　行 　期 　限 | 年　　月　　日 |

注　正当な理由がなく、この命令に従わないときは、その旨を公表することがあります。

様式第４号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

公表通知書

|  |
| --- |
| 氏　　名様　　 |
| 住　　所連 絡 先 |

岩国市長

　あなたは、岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（以下「条例」といいます。）第18条（第１項・第２項・第３項）の規定による命令に従わなかったため、条例第19条の規定により、次のとおり氏名等の公表の対象となりますので通知します。

　なお、この公表に対して弁明を行う場合は、弁明を記載した書面（弁明書）を提出することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 命令の内容 |  |
| 命 令 の履行期限 | 年　　　月　　　日　　　　午前・午後　　　　時　　　分頃 |
| 公表の内容 |  |
| 公表の日時 | 年　　　月　　　日　　　　午前・午後　　　　時　　　分頃 |
| 公表の方法 |  |

注意事項

１　弁明を行う場合は、　　　年　　月　　日（　　）までに、書面（弁明書）により提出してください。

（提出先：郵便番号740-8585　岩国市今津町一丁目14番51号岩国市役所　　　　　　　宛）

２　弁明書と併せて証拠書類等の提出もできます。

３　期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

様式第５号（第７条関係）

弁明書

年　月　日

　岩国市長　　　　　　 様

　以下のとおり、弁明書を提出します。

（弁明者）住　所

　　　　　氏　名

連絡先

※代理人を選任した場合

（代理人）住　所

　　　　　氏　名

連絡先

弁明の対象となる行為

　　　岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例第19条の規定による氏名等の公表

**弁明の内容**

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 弁明書の提出期限 | 年　　　月　　　日（　） |
| 弁明書の提出先（お問い合わせ先） | 岩国市　環境部　環境保全課（郵便番号 740-8585　岩国市今津町一丁目14番51号　　　　　　　　　　　　　　電話：0827-29-5100） |
| 備　　　考 |  |

注意事項

１　弁明書と併せて証拠書類又は証拠物を提出することができます。弁明書の提出期限までに提出してください。

２ あなたに代わって、弁明の機会の付与の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選出することができます。この場合には、委任状の提出が必要です。また、代理人がその資格を失った場合もその旨を書面で届け出てください。

３　期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

備考　この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

様式第６号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

告知・弁明書

|  |
| --- |
| 氏　　名様　　 |
| 住　　所連 絡 先 |

岩国市長

あなたが行った次の行為は、岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例（以下「条例」といいます。）（第７条・第８条第２項）の規定に違反するため、条例第21条の規定により金1,000円の過料処分の対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の日時 | 年　　　月　　　日　　　　午前・午後　　　　時　　　分頃 |
| 行為の場所 | 岩国市 |
| 行為の内容 | □　空き缶等のポイ捨て（条例第７条違反）□空き缶　□空き瓶　□ペットボトルその他の容器　□包装材　□たばこの吸い殻　□チューインガムのかみかす　□紙くず□その他（　　　　　　　　　　　　　　）□　路上喫煙禁止区域内での路上喫煙（条例第８条第２項違反）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 弁明 | □　上記のとおり認めます。□　次のとおり弁明します。　　上記事実は、□覚えがない。　　　　　　　　□誤りがある。 |
| 　（弁明の内容） |
| □　後日（告知日の翌日から起算して10日以内に）弁明します。 |
| 以上相違ありません。署名 |

注意事項

１　後日（告知した翌日以降）弁明を行う場合は、　　年　月　日（　）までに、書面（弁明書）により提出してください。

（提出先：郵便番号740-8585　岩国市今津町一丁目14番51号　岩国市役所　　　　　　　宛）

　２　弁明書と併せて証拠書類等の提出もできます。

　３　期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

備考　　後日弁明書を提出する場合、別の様式を用いることができます。

様式第７号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

過料処分決定通知書

|  |
| --- |
| 氏　　名様　　 |
| 住　　所連 絡 先 |

岩国市長

　あなたが行った次の行為は、岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例　（以下「条例」といいます。）（第７条・第８条第２項）の規定に違反するため、条例第21条の規定に基づき、次のとおり過料の支払を命じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の日時 | 年　　　月　　　日　　　　午前・午後　　　　時　　　分頃 |
| 行為の場所 | 岩国市 |
| 行為の内容 | □　空き缶等のポイ捨て（条例第７条違反）□空き缶　□空き瓶　□ペットボトルその他の容器　□包装材　□たばこの吸い殻　□チューインガムのかみかす　□紙くず□その他（　　　　　　　　　　　　　　）□　路上喫煙禁止区域内での路上喫煙（条例第８条第２項違反）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 過料の額 | 　　1,000円　（現金又は納付書により、お支払いください。） |
| 備　　　考 |  |

〈教　示〉

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に岩国市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分に不服があるときは、審査請求のほか、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、岩国市（訴訟において岩国市を代表する者は、岩国市長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。